

給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書

特別徴収

1.現年度	2.新年度	3.両年度
※市川市処理欄		
特別徴収義務者 指定番号		
宛名番号		
担当者 連絡先	課・係	
	氏名	
	電話	() - () - () (内線)

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

市川市長 令和 年 月 日 提出		(特別徴収義務者) 給与支払者		所在地 (〒 -)										
				フリガナ										
				名称又は氏名										
				代表者の 職氏名印	(印)									
				個人番号又は 法人番号										
給与所得者				(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動 年月日	異動の 事由	異動後の未徴収 税額の徴収	1月1日以降 退職時までの 給与支払額	退職手当等 の支払額 (支払予定額)			
フリガナ				円	月から	月から	. .	1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他	1. 特別徴収 継続(転勤) 2. 一括徴収 (未徴収税額を本人から 徴収してまとめて納入) 3. 普通徴収 (後日、本人宛に納付書 を送付します)	円	円			
氏名														
生年月日	S . H	年	月									日	月まで	月まで
個人番号														
1月1日 現在の住所												円	円	
給与の支払を受け なくなった後の住所														

◎転勤、再就職により特別徴収を継続する場合「個人番号」は、前勤務先で記載せず、新勤務先で記載してください。

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由		徴収予定	
1. 異動が令和 年12月31日迄で、申出があったため (月 日申出)	徴収予定月日	徴収予定額	合計(上記(ウ)と同額)
2. 異動が令和 年1月1日以後で、特別徴収継続の希望がないため	・	円	円
一括徴収できない理由		・	円
1. 5月31日までに支払われる給与若しくは退職手当等がないためまたは未徴収税額より少ないため			
2. その他 理由()			
異動者 (印)	一括徴収した税額は、 月分(月 日納期分)で納入します。		

相続人の氏名等 (続柄)	
氏名	
住所	
電話	() - () - ()

9. その他(特別徴収不可)を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。

1. (普B) 他の事業所で特別徴収 (例:乙欄適用者)
2. (普C) 給与が少なく税額が引けない (例:年間の給与支払額が〇〇万円以下)
3. (普D) 給与の支払が不定期 (例:給与の支払が毎月でない)
4. (普E) 事業専従者 (個人事業主のみ対象)

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

(特別徴収義務者) 給与支払者	新しい勤務先の 所在地 (住所)	(〒 -)	新しい勤務先の 特別徴収義務者 指定番号	新しい勤務先では 月割額 円を 月分から徴収し納入します		※市川市記入欄					
	フリガナ										
	名称又は氏名										
	代表者の 職氏名印	(印)									
	個人番号又は 法人番号										
担当者 連絡先	課・係		備考欄(受給者番号等)								
	氏名										
	電話	() - () - () (内線)									

1 異のポールベン又はベンで記載してください。
 2 「宛名番号の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
 3 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。
 4 新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付してください。
 5 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することをお願いいたします。
 ※印の欄は、届出において記入する必要はありません。